

鯖江市商店街振興組合連合会発行「商品券」をお持ちのお客様へ
～資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のお知らせ～

鯖江市商店街振興組合連合会発行の「鯖江市共通商品券つつじ1,000円券」及び「鯖江市商店街連合会加盟店共通商品券1,000円券・500円券」（下記見本参照）は、平成23年8月31日（水）をもって加盟店での商品・サービスとの引換えを終了させていただきました。これに伴い、資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき払戻し手続きを行いますので、当連合会発行の「商品券」をお持ちのお客様は期限内に払戻しのお申出をいただきますようお願い致します。

1. 払戻しのお申出期間

平成23年10月1日～平成23年12月22日まで【当日消印有効】

※ご持参の場合は、10月3日から

※上記お申出期間内にお申出をされない場合は、本払戻し手続から除外されますので、ご注意ください。



2. 払戻しの方法

①ご持参の場合

鯖江市商店街振興組合連合会及び加盟店に設置してある「払戻申込書」に必要な事項をご記入の上、お手持ちの「商品券」とともに鯖江商工会議所まちづくり企画課までご提出下さい。その場で現金にて払戻し致します。

受付時間 午前9時～午後5時(平日のみ)

②ご郵送の場合

鯖江市商店街振興組合連合会及び加盟店に設置してある「払戻申込書」に必要な事項をご記入の上、お手持ちの「商品券」とともに鯖江商工会議所まちづくり企画課（下記送付先宛）に簡易書留にてご郵送下さい。後日、郵送代金と併せて現金書留にて払戻し致します。



※『払戻申込書』は、鯖江商工会議所のホームページからダウンロードが可能です。<http://www.sabaecci.or.jp/machi/>

ご 注 意 事 項

- ① 「払戻申込書」の記載に不備があった場合や、記載された商品券枚数と同封された現物枚数に相違がある場合にはご返送致します。正しくご記入の上、期間内に再度お申込下さい。
- ② 郵送上の事故の責任は一切負いかねますのでご了承下さい。
- ③ 偽造又は変造された商品券、3分の1以上が滅失、破損等により発行一連番号が1字でも判読できない商品券は払戻しできません。

鯖江市商店街振興組合連合会

【事務局：鯖江商工会議所 まちづくり企画課】

お問合せ先

(送付先)

福井県鯖江市本町3丁目2-12

電話：0778-51-2800
FAX：0778-52-8118

鯖江市商店街振興組合連合会発行「商品券」払戻申込書

以下のとおり鯖江市商店街振興組合連合会「商品券」の払戻しを申込みます。

内をもれなくご記入ください。

申込日 平成 23 年 月 日

ご住所	〒							
	都 道 府 県							
フリガナ	(姓)		(名)					◆払戻しのお申出期間 平成23年10月1日～ (窓口は10/3～) 平成23年12月22日【当日消印有効】 ◆鯖江市商店街振興組合連合会 払戻窓口受付時間 午前9時～午後5時 (平日のみ)
お名前								
電話番号	(日中ご連絡可能な番号をご記入ください)							

◆払戻申込枚数・金額

500 円 ×	枚	=	円
1,000 円 ×	枚	=	円
合 計			円

ご注意下さい!

ご 注 意 事 項

- ① 「払戻申込書」の記載に不備があった場合や、記載された商品券枚数と同封された現物枚数に相違がある場合にはご返送致します。正しくご記入の上、期間内に再度お申込下さい。
- ② 郵送上の事故の責任は一切負いかねますのでご了承下さい。
- ③ 偽造又は変造された商品券、3分の1以上が滅失、破損等により発行一連番号が1字でも判読できない商品券は払戻しできません。

お問合せ先
(送付先)

鯖 江 市 商 店 街 振 興 組 合 連 合 会
【事務局：鯖江商工会議所 まちづくり企画課】
福井県鯖江市本町3丁目2-12
電 話 : 0778-51-2800
FAX : 0778-52-8118

窓口払戻お客様記入欄

上記金額を受領しました。

印

事務局使用欄

○の記入	受付月日	受付NO	処理月日	送付月日	担当者
郵送					
持参					

平成 23 年 9 月 1 日

鯖江市商店街振興組合連合会
加盟店各位

鯖江市商店街振興組合連合会
代表理事 澤 崎 勉

鯖江市商店街振興組合連合会発行『商品券』払戻しのお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当振興組合事業に深いご理解とご協力を賜り誠に有り難うございます。

さて、鯖江市商店街振興組合連合会発行の「商品券」は平成 23 年 8 月 31 日（水）をもって加盟店での商品・サービスの引換えを終了させていただきました。これに伴い、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項及び前払式支払手段に関する法律内閣府令第 41 条の規定に基づき払戻しの手続きを行いますので、ご案内申し上げます。尚、詳細は下記の通りですので宜しくご対応お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 払戻しの対象となる商品券 鯖江市商店街振興組合連合会発行「商品券」
(500 円券、1,000 円券)
 2. 払戻しのお申し出期間 平成 23 年 10 月 1 日(土)～平成 23 年 12 月 22 日(木)
※ご持参の場合は 10 月 3 日（月）から 【当日消印有効】
※この期間内に申し出をされない場合は、本払戻し手続きから除斥されます。
 3. 払戻しの方法
 - ①鯖江市商店街振興組合連合会(鯖江商工会議所内)へご持参の場合
当振興組合(鯖江商工会議所)及び加盟店に設置してある『払戻申込書』に必要事項をご記入のうえ、お手持ちの『商品券』とともにご提出いただき、その場で現金にて払戻いたします。
※払戻し窓口受付時間 午前 9 時～午後 5 時(平日のみ)
 - ②鯖江市商店街振興組合連合会(鯖江商工会議所内)へご郵送の場合
当振興組合(鯖江商工会議所)及び加盟店に設置してある『払戻申込書』に必要事項をご記入のうえ、お持ちの「商品券」とともに下記送付先に簡易書留にてご郵送いただき、後日、郵送代金と併せて現金書留にて払戻いたします。
 4. その他
 - ①別紙の周知ポスターは、店頭若しくは店内の目につく場所に平成 23 年 9 月 1 日(木)から平成 23 年 12 月 22 日(木)までご掲示ください。また、お客様に、お使い忘れの鯖江市商店街振興組合連合会発行「商品券」を上記の期間中に全て払戻しの手続きを頂きますよう周知徹底願います。
 - ②『払戻申込書』を別紙にて同封いたしますので、店舗窓口への設置をお願い致します。なお、『払戻申込書』は鯖江商工会議所のホームページからダウンロードができます。
- ◇加盟店のご協力をよろしくお願いいたします。

以 上

鯖江市商店街振興組合連合会

【事務局：鯖江商工会議所 まちづくり企画課】

お問合せ先
(送付先)

福井県鯖江市本町3丁目2-12
電 話：0778-51-2800
FAX：0778-52-8118

平成23年7月11日

商品券取扱終了のお知らせ

永らくご愛顧をいただきました下記「商品券」は、平成23年8月31日（水）をもって、取扱いを終了させて頂くこととなりましたので、お手元にある商品券につきましては、期限内のご利用をよろしくお願い申し上げます。



なお、上記期限を経過した商品券は、後日、加盟店等に詳細を掲示のうえ期間を定めて払戻しさせていただきますので、大切に保管下さいますようお願い申し上げます。

鯖江市商店街振興組合連合会

【事務局：鯖江商工会議所 まちづくり企画課】

お問合せ先

福井県鯖江市本町3丁目2-12

電話：0778-51-2800

FAX：0778-52-8118

平成 23 年 7 月 1 日

鯖江市共通商品券
取扱加盟店 各位

鯖江市商店街振興組合連合会
代表理事 澤 崎 勉

鯖江市商店街振興組合連合会発行『商品券』 発行業務廃止のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当振興組合事業に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび平成 23 年 6 月 16 日に開催した定期総会において、『商品券』の発行業務廃止を決議しました。つきましては、今後、関係法令に基づき、諸手続きを行ってまいりますので、ご案内申し上げます。尚、詳細は下記の通りですので宜しくご対応お願い申し上げます。

敬 具

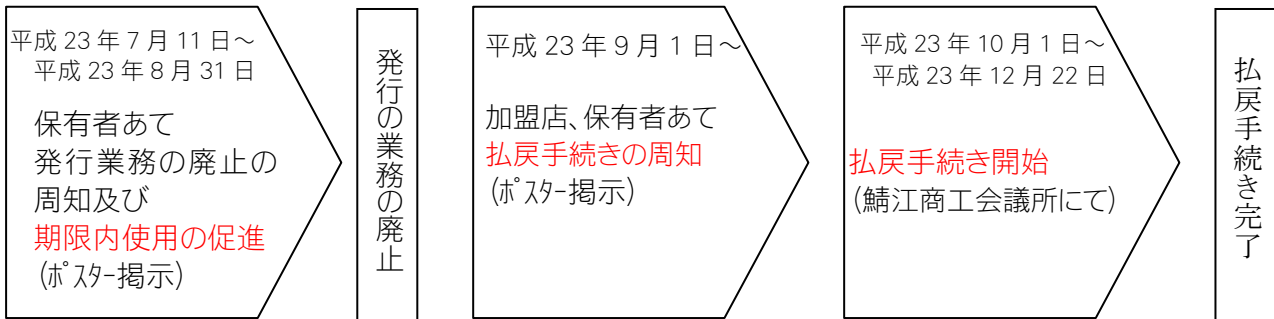
記

1. 払戻しの対象となる商品券

鯖江市商店街振興組合連合会発行『商品券』(500 円券、1,000 円券)



2. 今後のスケジュール(予定)



3. その他

今後、「発行業務廃止の周知及び期限内使用の促進」、「払戻手続きの周知」に係わるポスターを順次配布いたします。店頭若しくは店内の目につく場所にご掲示ください。

また、お客様にお使い忘れの鯖江市商店街振興組合連合会発行『商品券』をご利用頂くよう周知の徹底、及び、お問い合わせ対応などをお願いすることとなりますが、加盟店の方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上

鯖江市商店街振興組合連合会
【事務局：鯖江商工会議所 まちづくり企画課】
お問合せ先 福井県鯖江市本町3丁目2-12
電 話：0778-51-2800
FAX：0778-52-8118